

令和元年度 第1回 横浜市中心卸売市場開設運営協議会会議録

|      |  |
|------|--|
| 日 時  | 令和元年6月3日（月）午後2時00分～午後3時30分まで   |
| 開催場所 | 横浜市中心卸売市場本場 3階研修室  |
| 出席者  | 若杉会長・森副会長・高力委員・山下委員・真壁委員・福留委員・後藤委員・芦澤委員・荒木委員・山口委員・布施委員・石井（孝）委員・永井委員・出川委員（計14名）   |
| 欠席者  | 藤島委員・長岡委員・多賀谷委員・石井（良）委員・鈴木委員・福岡委員（計6名）   |
| 開催形態 | 公開（傍聴者3名）  |
| 議 題  | (1) 会長・副会長の選任について<br>(2) 卸売市場法改正に係る市場の運営方式について（第4回）  |
| 決定事項 | (1) 会長は若杉委員に、副会長は森委員に決定した。<br>(2) 継続審議   |
| 報告事項 | 「横浜南部市場にぎわい創出事業」の工事の進捗について   |
| 資 料  | 1. 次第<br>2. 横浜市中心卸売市場開設運営協議会委員名簿（資料1）<br>3. 座席表（資料2）<br>4. 卸売市場法改正に係る市場の運営方式について答申概要（案）（資料3）<br>5. 卸売市場法改正に係る市場の運営方式について（答申案）（資料4）<br>6. 「横浜南部市場にぎわい創出事業」の工事の進捗について（資料5） |

## 議 事

### 【開会】

委員改選後第1回目の開催のため、会長選任までの議事進行を事務局により行う。新任委員の自己紹介、市場担当理事の開会のあいさつを行い、議題へと進む。

### 【議題1：会長・副会長の選任について】

委員からの発言等はなし。そのため、会長については、事務局より、引き続き若杉委員にお願いしてはどうかと提案し、一同の賛成を得られたため、若杉委員に決定した。また、副会長については、会長より、横浜市場冷蔵株式会社の森委員にお願いしてはどうかと提案があり、一同の賛成を得られたため、森委員に決定した。

### 【議題2：卸売市場法改正に係る市場の運営方式について（第4回）】

事務局より資料に基づいて説明。

（質疑等）

布施委員：公設公営という結論ですが、黒枠の5番目で「横浜市中小企業振興基本条例及び横浜市商店街の活性化に関する条例」という新しい視点が出されており、良い視点だと思います。我々としても、買い物難民や商店街の過疎化等、なんとか市場が連携しなければならないと課題に思っていますので、こういう視点で、こういう施策を進めていただければと思います。また、黒枠の3番目について、「安価にいつでも仕入れることができる場として」というのは、確かに相対的に安いものが仕入れられるという意味では正解ですが、卸売市場というのは片や産地があり、片や消費地があり、その中で、バランスのとれた継続的な取引を日々やっていますので、安ければいいという話ではないと思います。説明するのは難しいかもしれませんが、「適正価格」なのか、相対的に市場で買えば「安価」であるということだと思います。卸売市場の説明を含め、その辺は少し工夫が必要だと思います。

事務局：表現が誤解を受けるということであれば、「安価」という表現ではなく、「適正価格」というような表現でいかがでしょうか。

石井（孝）委員：青果の場合は、一般の飲食店に直接売るということはあまりないわけですが、この表現だと、一般の飲食店も安くものが買えると誤解されると非常に困ります。我々小売業界の場合は物を持って行って、飲食店に売っているわけですから。この表現だと、市場に行けば誰でも安く買えると誤解されるので、卸売市場であることを踏まえ、表現を少し工夫していただきたいと思います。

若杉会長：いかがですか。事務局は今の趣旨に即して、適切な言葉に書き換えてください。

事務局：了解しました。

永井委員：先ほど言われたとおり、「安価」ではなく「適正価格」だと思います。我々から仕入れるよりも、スーパーに行って買った方が安いなんていうこともあります。魚屋さんでも、足りなくなってスーパーへ行ったら安かった、という方もいらっしゃるから、「適正価格」ですね。

若杉会長：ありがとうございます。他に何か御意見はありますか。

布施委員：この概要案で答申されるということなので、どのタイミングで質問するか迷っていますが、中小企業振興条例という新しい視点も出てきたので、あえてもう一度提案と言いますか、意見を言わせていただきます。公設・民設、公営・民営という議論でしたが、その際、マネジメントがきちんとできていれば問題ないのではないかという意見を私は言ったと思います。それから、担い手がいるかいないかという大きな視点が、公設か民設かの大きなポイントだと思って議論させていただきました。マネジメントがうまくいっているかどうかを真に議論しない限りは、公設・民設という話に最終的には行きつかないのではないかと思っています。指定管理者制度の研究については答申概要案に書かれていますが、農林水産省の第10次卸売市場整備基本方針の中に、こういうことに留意して研究してくださいということが3つありました。1つ目は、今後経営展望を策定することです。要するに、戦略的な各市場の計画を出してくださいというのが一つ。2つ目は、今言われた指定管理者制度や他都市の事例の中にも入っていますが、運営の効率化を求める民営的な手法を検討することです。3つ目は、運営体制の整備ということで、市場費会計のあり方について、地方公営企業法に基づく管理者制度です。今までの市場費会計は非常に分かりづらく、色々な断面で色々な風に見えてしまうところがあります。地方公営企業法の会計に基づき、管理者制度、要するに、地方公営企業の業務の執行にあたるものとして管理者を置き、経営について権限を大幅に付与し、管理者の創意工夫により、自主的な企業経営にあたるということです。企業として、事業体として、経営がプラスかマイナスか、バランスシートも含めてうまくいっているかどうか分かりやすくする財務会計が必要であり、この活用も視野に入れて研究してくださいということです。そういう意味では、今までの会計の仕方を独自の企業体として、しっかり経営責任を持てるような企業会計にするべきだと思うので、私は南部市場のことなど色々なことを申し上げました。その際、横浜市の場合は市税がいくら入っているのかと質問したと思います。その場では分からないということで、後ほど確認して報告いただけるという話が議事録にも載っています。未だに報告が無いのですが、それはどうなっているのでしょうか。

事務局：確かに御報告差し上げるということで、会議でお答えさせていただいていますが、どうい

う形でお出しするのがいいのかというところがございまして、御指摘のように、市場の特別会計は本場だけではなく、南部市場の会計も含まれております。前回、本場の分としての一般会計からの繰入金についてはお話させていただきましたが、市場費会計としては、南部市場も含めた一般会計からの繰入金がございますので、そこをどのように整理して御提示しようかというところを考えております。遅くなり申し訳ございませんが、整理が出来次第、御報告させていただきたいと思っております。

布施委員：少し違う話になってしまいましたが、要するに、税金がどのくらい投入されて、どのくらいまくっているのかが分かりやすい会計方法、公的企業会計を導入していただければ、凄く分かりやすいのではないかと思います。そういった意味では、指定管理者制度と同じように、地方公共団体の会計を研究していただければと思っています。盛り込まれるかどうかは別として、希望したいと思います。

若杉会長：最後の部分は要望事項ということでよろしいでしょうか。

布施委員：はい。

若杉会長：いろいろと御意見ありがとうございました。公設公営、公設民営、民設民営という3つの選択肢がありますが、公営にすると、何か不合理な経営をするような印象を持ってしまう恐れがありますが、公営だからといって、必ずしも無駄が多く効率的ではないということではないと思います。その当たり事務局はどのように考えていますか。公営でも、普通の民間企業と同じように効率的な経営もできるわけですし。

事務局：今、特別会計という形で一般会計とは分けている中で、例えば、本場の場合ですと、事業者の皆様から集めた使用料を収入として、どのように運用していくか等、その財布の中でできているかは、もちろん分かるようにしなければいけません。御指摘の話が運営の効率化等ですと、色々な御意見がございますので、もっと良い方法があるのか、どういうメリット・デメリットがあるのか等、今のやり方で良くしていくこともあるかもしれませんし、抜本的な方法を検討することも必要なのかもしれません。おっしゃるとおり、地方公営企業会計にするのか、指定管理者に任せるのか等、様々な検討は必要だと思っています。私どもは今、特別会計というやり方の中で、しっかりと運用していくということについては、横浜市として責任を持ってやっていかなければならないですし、やってきているということで説明をしているわけです。しかし、その辺をどう評価されるか、これからどういう方向で検討していくのかについては、今後、経営展望で色々と課題を整理し、戦略を立てていくということもありますし、収支も明らかにしていかなければいけません。そのような中で、10年先を見据えた検討が必要となってきますので、しっかり検討させていただきたいと思っております。

布施委員：効率的な運営ということは、予算がどのように執行されて、どの程度の効果を生んだの

かという測定だと思います。会計がしっかり分かりやすくなっているか、本当に効果があって目的が達成されているのか、ある意味、第三者や他からの指摘がいるのだと思います。公営の良いところとして真面目でしっかりと実直にやることもいいのですが、今までどおり継続、変化なしということもあり得るので、やはり外の目を入れて、分かりやすい会計の仕方をして、第三者から様々な指摘をもらうことが必要なのかなと思います。

若杉会長：ありがとうございます。官庁会計、公会計というのは、予算制度で民間の会社の予算の考え方と全然違いますからね。そこに限界は一つあるのでしょうかけれども。しかし、民間企業と同じような会計や運営方式・経営方式も可能だと思いますよね。私は昔、住宅整備公団が会計制度を民営化したい、つまり企業会計の方式を取り入れて全面的に変えたいということで、その時の委員を仰せつかったことがあるのですが、公団の会計というのは、どんな活動からも利益が出てはいけないということで、もの凄く厳しいものになっていました。それに代えて、民間企業の会計制度に全部入れ替えましたが、そういう限界は確かにあると思います。他に御意見はありますか。

石井（孝）委員：黒枠の7番目の「市場周辺のまちづくり」で、賑わいづくりがあります。これは今、経営展望のワーキンググループでも議論していると思いますが、進捗状況を教えてください。

事務局：経営展望のお話につきましては、前回も何処かで御報告するとお話をさせていただいたのですが、できましたら、次回の7月開催予定の開設運営協議会で検討状況を御報告させていただきたいと思っています。長く検討してきておりますので、ある程度のところまでまとまってきた状況でございます。さらに、今回の市場法改正に伴いまして、修正しなければならない点も出てくるとは思われますが、現在の検討状況については、できればお時間をいただきたいと思います。

石井（孝）委員：本場周辺の賑わいづくりをやる場合は、横浜市が主体となってやるのか、南部市場のように民間業者に任せるのか、それはまだ決まっていないのでしょうか。

事務局：三角地のこと、未利用地のことを指していらっしゃると思うのですが、そちらにつきましては全く何も決まっておりません。所管につきましては、私どもが所管している土地ではございません。現状、あのスペースは、大規模な会議がある時に駐車場として使っている部分もございますので、必ずしも市場の方で独占的に使えるという話ではございません。そういう使い方も含めて、どういう運営方法があるのか、どのような利用・活用が考えられるのかを、横浜市内部の港湾局や都市整備局等の関連局と連携し、そして市場関係の皆様等と相談しながら進めていきたいと思っています。

高力委員：私は少し細かいことが気になってしまうタイプなのですが、黒枠の中の下にある「以上

のことから、横浜市が開設者となり、官民一体となって市場の活性化を推進していくことが望ましい。」という結論に対して、1番目から3番目は必要性について書かれていますが、4番目の理由は少しニュアンスが違うかと思います。「市民に対して生鮮食料品を安定供給していくという課題への対応が求められている」に対して、何故横浜市が開設者として相応しいのかという言葉が足りていないのかと思います。様々な事業者さんがいて、各事業者さんの経営環境が厳しい中、公正性を持って市場を運営できるのが公設、横浜市であるという説明をもう少し加えられた方が分かりやすいかなと思いました。以下黒枠の5番目以降は、公設公営にした時に期待できることで、それを実行できるので、やはり公設公営がいいのだ、というストーリーで御説明された方がいいのかなと思います。それから、先ほどから布施委員や会長がおっしゃっている、留保と言うか、こういうところが問題だということは、多分「なお、」以下の文章だと思います。「なお、」以下のところでも、「効率・効果的な運営体制を検討していただきたい」とか、最後の段落で「検討することに加え」とありますが、効率・効果的な運営体制という御説明について、先ほど委員からも様々な意見があったと思いますので、もう少し言葉を加えられたらいいかなと思います。以上です。

若杉会長：ありがとうございます。言葉の表現で伝わる内容が色々変わってしまう場合がありますので、その点、事務局よろしくをお願いします。

真壁委員：言葉の使い方なのですが、黒枠の6番目で、「市場で取扱う生鮮食料品や衛生環境には高い安全性が求められており、」この部分はいいのですが、「横浜市が開設者となることで、横浜市衛生検査所と連携した検査体制による安全な食の提供が期待できる」とあります。これだと、まるで公設公営でないと食の安全が担保されないような表現になっています。公設民営であろうと民間市場であろうと、基本的には食の安全は担保されているものだというのがベースにありますので、この表現はあまり好ましくないのではないかと思います。

事務局：誤解のないような表現への修正の検討をさせていただきたいと思います。

山下委員：皆様の御意見を踏まえて考えると、黒枠の中で強調されているのは、「横浜市が開設者となる」という公設の理由立てになっていて、公営が望ましいという理由が枠の中にないですよね。そういう意味で言うと、例えば黒枠の下4行も黒枠に含める等、「公設」と「公営」がセットである必然性、理由が書かれていた方がいいのではないかなと思いました。

若杉会長：ただいまの御意見、御理解できましたでしょうか。黒枠下にある「なお、」書きの4行を枠の中に入れていいのではないかとのことです。

山下委員：今のは1つの案ですが、横浜市による「公営」が望ましいという言葉がないので、「開設

者となること」が望ましいという表現だけしか書かれていないのではないかということです。「公設」と「公営」がセットではないことは1ページに書いてあるわけですから、セットの方が望ましいのは何故かという理由が必要なのではないかと思いました。

事務局：黒枠の冒頭で、「横浜市が開設運営の役割を」ということで、公設公営という意味は含まれてはいるのですが、おっしゃるとおり、黒枠の最後の文章では、「横浜市が開設者」としか書かれていませんので、表現を統一するとすれば、「横浜市が開設・運営することで」という表現になるかなと思います。また、なお書きを枠の中に含めるどうかについては、皆様からの御意見を伺いたいと思います。あくまで運営方式が答申のメインとなりますが、さらに他にもこのようなことをやっていくべきだという部分をなお書き以降にまとめさせていただいたものです。その一つが指定管理者制度であったり、賑わいづくりであったりということです。皆様からの御意見に基づいて、指定管理者制度についても上の段に含めるということであれば、そのような方法もあるかと思いますが、皆様に御意見いただけたらと思います。

若杉会長：確かに、黒枠の中の一番下の2行が公設のことしか言っていないですね。ただ、官民一体となってということ、その辺を出しているのかなと思われそうですが。開設者であり、また、経営面でも横浜市がいいと言ってしまっているのではないのでしょうか。他の組織体が希望を出してきていないのですから、横浜市がやるというのが今の段階では一番いいわけで、その場合に横浜市は市場運営についてノウハウや経験等を持っているので、公設公営で十分やっていけるのだということをはっきり出してしまっているのではないのでしょうか。これは私の意見かもしれませんが、他の皆様の御意見はいかがでしょうか。

布施委員：公設公営という結論は、公設については結論づけていますが、公営についてはまだ言い足りないのではないかという話で、私もそう思います。公設は、今の段階では他に候補者がいないだろうということだったと思います。ただ、運営方法については、色々な検討ないしは何か新しいことを試みなければいけないのではないかという意見もあったと思いますので、当面は公設公営で決定しても、今後このようなことが課題だということも含めて、結論としていけばいいのではないかと思います。

事務局：まとめ方の問題だと思いますが、全体が答申ですので、検討していくということは触れております。ただ、運営方式をはっきり出すということで、答申の結論として、公設公営で行くことが望ましいという結論になっておりますので、それを黒枠で整理しています。整理の仕方が、なお書きで分けない方がいいということであれば、そういう分け方を検討していこうかと思っています。もう少し、皆様の御意見を伺いたいと思います。

福留委員：単純に、黒枠の中に理由がいくつかある中で、「横浜市が開設者となることで」という決まり文句なのです。「運営」については触れられておらず、表現1つとっても、そういう形

になっています。黒枠の前に色々と議論されてきたことが書かれているのですが、運営体制の部分についてはうまく黒枠の中に入っていないので、もう一度再構成されたほうがいいのではないかと思います。

事務局：皆様に御意見いただいたことで、修正すべき部分は修正していきたいと思います。具体的に、どのようにした方がいいか御意見いただけると検討しやすいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

荒木委員：運営の話ですが、どういう風に運営したらいいのかというあるべき姿を描いていないのでこういうことになっているのではないかと思います。開設に関してはあるべき姿が見えるのですが、運営についてはあるべき姿が見えていないので、多分開設に偏った文言になっているのではないかと思います。その辺を踏まえて文章を作っていただけるといいかなと思います。

若杉会長：ありがとうございました。おっしゃるとおりで、公営のメリットをもっと強く出すようにという御意見だと思います。

布施委員：概ね意見は変わっていないと思いますが、例えば隣の川崎市では、新しいプランで当面公設公営と出しています。ただし、将来的には完全に民営的な市場ないしは市場とも言っていません。卸売市場という言葉すらないです。要するに、物流の拠点だという言い方をしています。全く我々とは違う路線かなと思っていますが、そういう意味では、公設を中心に運用の仕方を研究していきましょうという姿勢なのであれば、ここではっきりと公設を前提に効率的な運営をとということで、盛り込んでいただければと思います。川崎市についてどう思うかも少し聞いてみたいです。

事務局：おそらく、今の事例は川崎北部市場の話だと思いますが、報告させていただいた事例は川崎市の地方市場である南部市場の方となります。川崎北部市場で色々と検討を進めていることは伺っておりますが、直近の最新情報を詳しく把握しているわけではありませんので、今ここでコメントを出来る状況にはないことは、御了解いただければと思います。

布施委員：水産物部で言いますと、卸売業者2社は川崎北部市場に支社を持っています。そういう意味で非常に重要な問題だと思うので、是非それについても関心を持っていただければと思います。

石井（孝）委員：今回の答申では、公設公営ということなので、公営の方もこの中に盛り込んだ方がいいと思います。川崎市の事情はよく知らないですが、青果部については、完全に東一川崎中央青果株式会社の市場なので、卸売会社の意向がそこに反映されるとなると、我々小売業界としてはどうなのかなと思います。横浜はこれだけ大きな市場なので、そういう意向が働くことになるかということはないと思いますので、今度

の答申にはしっかりと公営について盛り込んでいただきたいです。

若杉会長：公営のメリットを強調した方がいいという御意見です。

山下委員：私の発言によってこの話が長引いてしまって申し訳ないのですが、結局、公営にする理由というのが消極的理由なのだと思います。つまり、民営にしたいくても誰も候補者がいないから公営にしようとする。その後指定管理者制度という選択肢があるのならばやってみよう。それが皆様の御意向に合うのであればということと、指定管理者として募集し、誰か立候補する人がいるのであればその可能性も捨てないと。つまり、今申し上げたような消極的な理由で、公設民営にすることが難しいので公設公営にするのだと、そういう落としどころだったと思います。なので、公設にするメリットは、黒枠の4番目からトントントンと書かれるわけですが、公営にするメリット、必然性というのが書けないのです。私も、枠の最初から3番目までは公営にするメリットかなとも思ったのですが、そのように読み切れず、後ろ向きと言うのか、引き算方式で公営が残り、民営はないということだと思います。それをどう表現するかだと思います。

若杉会長：当市場が、長い間こういう業務をやってきたということを公営の一つの利点に置かれていいのではないのでしょうか。今までの経験を持っていて、ずっと市場運営をしてきて、そのノウハウをしっかりと抑えていると。そういう点を公営にする一つの論拠にしていいと思います。この問題でかなりの時間を使っておりますので、色々御意見いただきましたが、事務局はよく把握していただいて、もう一度文章表現等を含めて、手を入れていただければと思います。これからの予定としては、もう1回、7月に開設運営協議会があります。そこでは、まだ最後に答申を作ることを予定しているのでしょうか。

事務局：本日いただきました御意見を踏まえ、会長と御相談のうえ、修正案を7月の開設運営協議会で最終確認していただくような形で進めていきたいと考えています。

若杉会長：わかりました。これをまとめる時間的な余裕はまだ持っているということですね。それでは皆様から沢山の御意見をいただきましたので、それを踏まえて、もう一度全体を見直したいと思います。この問題を丁寧に審議していただき、ありがとうございました。卸売市場法改正に係る市場の運営方式についての議題は、以上をもちまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

**【報告事項：「横浜南部市場にぎわい創出事業」の工事の進捗について】**

事務局から資料に基づいて説明。

(質疑等)

若杉会長：これは純然たる民説民営ですよ。

事務局：「ブランチ横浜南部市場」の方は民設民営でございます。

出川委員：9月開業ということですが、にぎわい施設のテナントは全て決まっているのでしょうか。  
まだ決まっていないという噂も聞いたのですが。

事務局：大和リース株式会社からはある程度決まりつつあると聞いております。契約を結ぶ状況まで至っているということで、鋭意努力しているところでございます。

布施委員：会長の民設民営かという質問については、どうなのでしょう。

事務局：関連棟は横浜市が建物を所有しております、それをお貸ししております。そこに店舗が入ることになっていますので、純然たる民設民営ではございません。「ブランチ横浜南部市場」については、土地は横浜市の所有でございますが、建物は大和リース株式会社が建て、テナントを募集して入っていただくので、民設民営でございます。

布施委員：資料5にある図の黄色部分が民設民営という考え方でよろしいでしょうか。

事務局：さようでございます。

若杉会長：他に御意見がないようですので、これにて協議会を終了といたします。皆様どうも御協力ありがとうございました。

【閉会】